

常滑市あなたとわたしの心をつなぐ手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

手話が言語であるとの認識に基づき、常滑市あなたとわたしの心をつなぐ手話言語条例第5条の規定により、常滑市における手話に関する施策を推進するための方針を次のように定めます。

1 手話に対する理解及び手話の普及に関すること

(1) 施策の基本的方向

市民が手話を言語として認識し、手話が一人でも多くの市民にとって身近になるよう、手話を知るための環境づくりや学ぶことができる機会の提供に努めます。

また、取組みにあたっては、当事者団体や関係団体等と一層の連携を図ります。

(2) 推進施策

- ・市の広報紙やホームページ、リーフレット等を活用した啓発活動の実施。
- ・市内小中学校における、ろう者や手話への理解を深めるための福祉教育の充実。
- ・市職員に対する手話教室及び聴覚障がいを理解するための研修の開催。
- ・事業所向けの普及啓発チラシの配布。

2 手話による情報の発信及び取得に関すること

(1) 施策の基本的方向

現在、市が音声言語により提供している各種行事及び事業等について、手話による情報の取得ができる体制を整備し、日常生活において手話が使いやすい環境づくりに努めます。

また、ろう者及びろう者を家族に持つ者の支援についての情報の発信に努めます。

(2) 推進施策

- ・市主催の各種行事及び事業への必要に応じた手話通訳者の派遣及び手話により情報を取得する為の適切な環境づくりの推進。
- ・災害時等に、ろう者が情報取得できる仕組みについての検討。
- ・ろう児とその保護者の支援に関するチラシの作成。

3 手話による意思疎通支援に関すること

(1) 施策の基本的方向

ろう者が、周囲の状況を把握できず不安を感じたり、適切なサービスが受けられないことがないよう、コミュニケーション手段として手話を選択しや

すい環境の整備を進めます。

(2) 推進施策

・ I C T（情報通信技術）を活用した手話による情報保障サービス等の導入の検討。

・ 手話通訳者派遣事業の継続。

・ 手話通訳者設置事業の充実。

4 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること

(1) 施策の基本的方向

市は、手話通訳者の役割と専門性を十分に認識し、手話通訳者の養成を継続的に取組み、手話通訳者の確保ができるように努めます。

(2) 推進施策

・ 手話奉仕員養成講座の実施継続。

・ 手話通訳環境の充実。

・ 手話通訳者の役割と意義や魅力などの発信。

・ 手話通訳者養成講座の知多圏域内での実施の検討。

5 その他の事項

本方針に基づく取組みについては、必要に応じて見直しを行うものとします。

制定：平成 31 年 1 月 1 日